

第五十八條に次の一項を加える。
 9 労働金庫は、前項第二号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

第五十八條の二第四項中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項兼営の認可」に規定する信託業務を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。
 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

二 信託法第三條第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
 第五十八條の二第六項中「労働金庫連合会は、この下に、第四項第二号に掲げる業務及び」を、同じく「の下に」、信託業法を加え、「平成十六年法律第百五十四号」を削る。
 第五十八條の二第七項中「同項に規定する信託業務」を「同項第一号に掲げる業務」に改める。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）
 第三十三條 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
 第一條第二項中「第五條ノ四」を「第六條」に改める。
 （特許法の一部改正）

第三十四條 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。
 第十一條中「の任務終了」を「に関する任務の終了」に改める。
 （日本労働者住宅協会法の一部改正）

第三十五條 日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
 第七條に次の一項を加える。
 4 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを協会その他の第三者に対抗することができない。

（住民基本台帳法の一部改正）
 第三十六條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の八の項中「第五十四條第二項」を「第五十條の二第二項及び第五十四條第二項」に改め、「認可」の下に、「同法第五十條の二第二項の登録」を加える。
 （金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十七條 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
 第二十六條中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。
 第三十八條第四項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改める。
 第七十六條第七号中「第三十三條第一項」を「第三十三條第二項」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）
 第三十八條 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
 第十四條に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
 第三十九條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二條の十九に次の一項を加える。
 3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することをセンターその他の第三者に対抗することができない。

（預金保険法の一部改正）
 第四十條 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
 第二十二條 第二項第四号中「第五條ノ四」を「第六條」に改める。

第三十二條の前の見出し中「受託者更迭手続」を「受託者の変更手続」に改め、同条第一項中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條」を「信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六條第一項並びに第五十七條第一項及び第七十二條並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七條」に、受託者更迭を「受託者の変更」に改め、同条第二項中「更迭」を「変更」に、第四項を「第五項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「貸付信託等」の下に「（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）を加え、更迭」を「変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「信託法第九條及び」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信託法第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第百三條第六項及び第七項、第百四條第一項から第十項まで、第百六十二條第一項及び第二項、第百六十三條並びに第百六十四條の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 第百三十二條第十項から第十二項までを削る。
 第百三十二條の二第二項中「更迭」を「変更」に改め、同条第三項中「第四十五條」を「第五十九條第四項本文」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 信託法第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條の規定は、特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について前条第一項の規定による変更が行われた場合について準用する。
 （総合研究開発機構法の一部改正）

第四十一條 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
 第六條第一項中「出資者」の下に「第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 出資者の持分については、信託財産に属する財産である旨を出資者原簿に記載しなければ、当該持分が信託財産に属することを機構その他の第三者に対抗することができない。
 （農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第四十二條 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
 第二十二條 第二項第三号中「第五條ノ四」を「第六條」に改める。

第八十六條第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。
 第百十五條の見出し中「受託者更迭手続」を「受託者の変更手続」に改め、同条第一項中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條」を「信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六條第一項並びに第五十七條第一項及び第七十一條」に、受託者更迭を「受託者の変更」に改め、同条第二項中「更迭」を「変更」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「貸付信託等」の下に「（定型的信託であつて委託者が信託の利益の全部を享受するものとして政令で定めるものをいう。）を加え、更迭」を「変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「信託法第九條及び」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信託法第七十五條第一項、第七十六條及び第七十七條の規定は第一項の規定による変更が行われた場合について、同法第百三條第六項及び第七項、第百四條第一項から第十項まで、第百六十二條第一項及び第二項、第百六十三條並びに第百六十四條の規定は第五項の規定による自己の受益権の買取請求について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 第百十五條第十項から第十二項までを削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
 第三十九條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。